



山形県公報

令和2年7月3日(金)
第118号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……717
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……718
- 同……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……719
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営緊急耐震工事計画の決定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……720
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……721
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……723

公安委員会関係

規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……724
- 同……………(同) ……725

正 誤

告 示

山形県告示第514号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定 員	指定年月日
株式会社フクシア 福島県郡山市並木三丁目5番地の10	キッズスペースいちご米沢 米沢市桜木町1-44	放課後等デイサービス	10名	令和2.7.1
株式会社フクシア 福島県郡山市並木三丁目5番地の10	キッズスペースいちご米沢 米沢市桜木町1-44	児童発達支援	10名	同

山形県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社ソラフネコーポレーション 米沢市金池六丁目5番33号	ジョブタス南陽事業所 南陽市郡山578	就労継続支援（B型）	20名	令和2.7.1

山形県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ユースタイルラボラトリー株式会社 東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	土屋訪問介護事業所 鶴岡 鶴岡市茅原町3番32-7号	居 宅 介 護	令和2.7.1
ユースタイルラボラトリー株式会社 東京都中野区中央一丁目35番6号レッチフィールド中野坂上ビル6F	土屋訪問介護事業所 鶴岡 鶴岡市茅原町3番32-7号	重度訪問介護	同

山形県告示第517号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
新 庄 徳 洲 会 病 院	新庄市大字鳥越字駒場4623	令和2年7月13日から 令和5年7月12日まで

山形県告示第518号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.75%」を「年0.85%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年2月20日から適用する。
- 2 令和2年2月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第519号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年2月20日から適用する。
- 2 令和2年2月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営最上川中流地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営最上川中流地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
山形市役所、上山市役所、天童市役所及び山辺町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年7月10日から同年8月12日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に對して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営荒沼地区緊急耐震工事（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営荒沼地区緊急耐震工事（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
山形市役所及び山辺町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年7月10日から同年8月12日まで
- 4 その他
 - (1) この緊急耐震工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この緊急耐震工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急耐震工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営原崎地区緊急耐震工事（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営原崎地区緊急耐震工事（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
天童市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年7月10日から同年8月12日まで
- 4 その他
 - (1) この緊急耐震工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この緊急耐震工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急耐震工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営黄金地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営黄金地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

令和2年7月7日から同年8月6日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1 路線名 | 山形永野線 |
| 2 供用開始の区間 | 上山市永野字蔵王山国有林237林班リ3小班から
同 1小班まで |
| 3 供用開始の期日 | 令和2年7月7日 |

山形県告示第525号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第10項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|----------|---|
| 1 日時 | 令和2年7月8日（水）午後2時から |
| 2 場所 | 南陽市赤湯791番地の1
南陽市赤湯公民館1階大会議室 |
| 3 申請者 | 南陽市二色根59番地の7
小関昭彦 |
| 4 建築物の計画 | 南陽都市計画区域内の商業地域である南陽市二色根地内でのドライクリーニング工場兼用住宅の新築（木造2階建て、延べ面積94.38平方メートル） |

山形県告示第526号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 | 株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号 |
|-----------------------------|---------------------------------|

2 届出の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同 左	令和 2. 7. 13
福島県郡山市中町11番5号	同 左	
群馬県高崎市八島町262番地	同 左	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同 左	
千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3	同 左	
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	同 左	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	神奈川県横浜市西区高島二丁目12番6号	
長野県長野市南県町1082番地	同 左	
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	同 左	
三重県四日市市浜田町12番18号	同 左	
島根県松江市中原町6番地	同 左	
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	同 左	
広島県広島市中区八丁堀15番6号	同 左	
香川県高松市亀井町2番地1	同 左	
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同 左	
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号	同 左	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号	同 左	
長崎県長崎市万才町3番4号	同 左	
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	同 左	
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	同 左	

山形県告示第527号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第348号
- 2 指定の場所 南陽市二色根字面田153番地の1、154番地の1
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 55.00メートル
- 4 指定年月日 令和2年6月22日

公安委員会関係**規 則**

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

山形県公安委員会
委員長 吉 田 眞 一 郎**山形県公安委員会規則第6号****山形県道路交通規則の一部を改正する規則**

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のように加える。

ただし、次に掲げる申請書、届出書等は、災害又は感染症等の発生その他の理由によりその経由先において提出を受けることができない場合は、山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署及び村山警察署（以下「特定警察署」という。）以外の警察署の警察署長に提出することができるものとする。

- (1) 運転免許証記載事項変更届（免許証の更新申請又は再交付申請を伴う場合に限る。）（施行規則別記様式第16）
- (2) 運転免許証再交付申請書（施行規則別記様式第17）
- (3) 運転免許証更新申請書（優良運転者を除く。）（施行規則別記様式第18）
- (4) 運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書（優良運転者を除く。）（施行規則別記様式第18の2）

第32条の2第2項中「並びに山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署及び村山警察署（以下「特定警察署」という。）」を「及び特定警察署」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第37号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年7月3日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

- 2 老人ホームの項の表中

「小規模特別養護老人ホームライフケア黒森」 " 黒森字葭葉山54番地の10 " を

「	小規模特別養護老人ホームライフケア黒森	〃	黒森字葭葉山54番地の10	に、
	特別養護老人ホーム寿康園	〃	檜橋字大柳3番地の1	
」				
「	特別養護老人ホームみどりの大地	〃	沖の町1番20号	を
	特別養護老人ホームみどりの大地	〃	沖の町1番20号	
	特別養護老人ホーム「かつろくの里」(ユニット型)	〃	金沢字西ノ山3027-10	に、
」				
「	特別養護老人ホーム松濤荘	〃	菅里字菅野南山7番地1	を
	特別養護老人ホーム松濤荘	〃	菅里字菅野南山7番地1	
	特別養護老人ホームゆうすい	〃	遊佐字木ノ下2番地	に改め、
」				
5 介護老人保健施設の項の表中				
「	介護老人保健施設あすなる	〃	本町二丁目2番35号	を
	サテライト老健のぞみ	〃	日枝字小真木原116番8号	
	サテライト老健のぞみ	〃	日枝字小真木原116番8号	に改め、同項の次に次の1項
」				

を加える。

6 介護医療院

名称	所在地
介護医療院あすなる	鶴岡市本町二丁目2番35号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに尾花沢市役所において令和2年11月4日まで縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
北村山ショッピングプラザ
尾花沢市大字尾花沢字下新田1359番3外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 サ ン デ ー	青森県八戸市根城六丁目22番10号	川 村 暢 朗
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 サ ン デ ー	青森県八戸市根城六丁目22番10号	川 村 暢 朗
株式会社野川食肉食品センター	天童市万代1番2号	野 川 喜 弘

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 サ ン デ ー	青森県八戸市根城六丁目22番10号	川 村 暢 朗
押 切 信 彦	尾花沢市大字高橋177番地	
株式会社野川食肉食品センター	天童市老野森三丁目2番6号	野 川 喜 弘
株 式 会 社 あ じ ま ん	天童市乱川三丁目6番1号	佐 藤 友 紀

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 サ ン デ ー	青森県八戸市根城六丁目22番10号	川 村 暢 朗
押 切 信 彦	尾花沢市大字高橋177番地	
株式会社野川食肉食品センター	天童市万代1番2号	野 川 喜 弘
株 式 会 社 あ じ ま ん	天童市乱川三丁目6番1号	佐 藤 友 紀

3 変更年月日

令和元年11月10日

4 届出年月日

令和2年4月27日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年11月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに尾花沢市役所において令和2年11月4日まで縦覧に供する。

令和2年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北村山ショッピングプラザ

尾花沢市大字尾花沢字下新田1359番3外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー 青森県八戸市根城六丁目22番10号

代表取締役 川村 暢朗

株式会社野川食肉食品センター 天童市万代1番2号

代表取締役 野川 喜弘

3 変更する事項

(1) 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

令和2年6月11日

5 届出年月日

令和2年4月27日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年11月4日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2. 3. 31	第92号	327	下から6	大学病院」	大学病院)」